

旭川工業高等専門学校アクティブラーニング推進部会細則

制定 平成28. 3. 24達第26号

旭川工業高等専門学校アクティブラーニング推進部会細則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校教務委員会規程（昭和38年制定）第8条第2項の規定に基づき、アクティブラーニングに関する専門的事項について審議するため、アクティブラーニング推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進部会は、旭川工業高等専門学校教務委員会（以下「教務委員会」という。）の指示に基づき、アクティブラーニング推進のための企画、実施、調査及び評価に関する業務を行う。

(構成)

第3条 推進部会は、次の部会員をもって構成する。

(1) 教務主事補

(2) 各学科及び科の教員のうちから教務委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 各1人

(3) その他委員長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 推進部会に部会長を置き、第3条第1号の部会員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、推進部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 推進部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 部会長は、第3条第2号の部会員が推進部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 部会長は、推進部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

(事務)

第10条 推進部会の事務に関することは、学生課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則の制定後、最初の部会員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。